

主体		エネルギー文化・スポーツ財団		(財)沖永文化振興財団	(財)伝統文化活性化国民協会	日本芸術文化振興会		(財)明治安田クオリティオブライフ文化財団	
事業名		伝統文化の保存活動に対する助成(前期)	伝統文化の保存活動に対する助成(後期)	地域文化活動事業助成	伝統文化活動支援事業支援金	芸術文化振興基金		地域の伝統文化継承活動費用助成	
対象文化財		伝統文化		伝統民俗芸能	神楽	指定(登録、選択を含む)民俗文化財	伝統工芸技術・文化財保存技術(国指定・選定を除く)	地域の民俗芸能(民俗行事・民俗音楽を含む) 地域の伝統的生活技術(民具製作技術・伝統工芸を含む)	
助成対象者		中国地域に所在する文化・スポーツに関する団体		芸術文化団体等(個人又はグループ含む)	地域の伝統文化の継承・発展を図ることを目的とする団体	民俗文化財の保存・伝承に係る活動を行うことを主たる目的とする団体	伝統工芸技術・文化財保存技術に係る活動を行うことを主たる目的とし、助成対象活動について実績を有する団体	地域の民俗芸能の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体 地域の伝統的生活技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体	
助成対象事業		民俗芸能・伝統工芸等の復活・伝承活動		伝統民俗芸能の公演又は公開事業、保存伝習事業	神楽の継承・発展活動に係る伝承者等養成活動 *11/1~3/31の活動	民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化振興に資する活動 (1)民俗文化財の公開活動 (2)民俗文化財の広域的な交流活動 (3)民俗文化財の復活・復元による伝承活動 (4)民俗文化財の記録作成による保存活用活動	(1)伝統工芸技術及び文化財保存技術(国指定・選定を除く)の保存伝承活動 (2)衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動 (3)伝統工芸技術・文化財保存技術の公開活用活動 (4)伝統工芸技術及び文化財保存技術の記録作成による保存活用活動	後継者育成に必要な技能修得活動、道具整備等	
補助率・上限		助成対象経費の2分の1上限、1件あたり10~50万円		必要経費すべてまたは一部 *30~50万円程度	支援対象経費と収入の差額の範囲内(50万円程度)	自己負担金の範囲内且つ助成対象経費の2分の1以内の定額	1件あたり70万円以内	1件あたり40万円以内	
スケジュールの目安	募集開始	10月1日	5月1日	10月頃	8月頃	9月頃	11月上旬		
	申請〆切	11月末	6月末	翌2月	9月中旬	11月中旬	翌1月末		
	決定通知	翌3月	9月	翌7月頃	10月下旬	翌3月末	翌3月末		
提出先		市町村教委を経由して県教育委員会文化財課に提出							